

霧島市手数料条例の一部改正について

霧島市手数料条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月 1 5 日 提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市手数料条例の一部を改正する条例

霧島市手数料条例（平成17年霧島市条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中第85項から第88項までを 3 項ずつ繰り下げ、第84項の次に次の 3 項を加える。

<p>85 建築物省エネ法第12条第 1 項又は同法第13条第 2 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「適合性判定」という。）に対する審査</p>	<p>次に掲げる適合性判定に係る区分に応じそれぞれ当該区分に掲げる金額 ア モデル建物法を用いて計算したもの 154,000 円 イ 標準入力法等を用いて計算したもの 381,000 円</p>
<p>86 建築物省エネ法第12条第 2 項又は同法第13条第 3 項の規定に基づく適合性判定に対する審査</p>	<p>次に掲げる適合性判定に係る区分に応じそれぞれ当該区分に掲げる金額 ア モデル建物法を用いて計算したもの 77,000 円 イ 標準入力法等を用いて計算したもの 190,000 円</p>
<p>87 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第 5 号）第11条に規定する軽微な変更に関し該当していることを証する書面の交</p>	<p>次に掲げるエネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に係る区分に応じそれぞれ当該区分に掲げる金額 ア モデル建物法を用いて計算したもの</p>

付に対する審査	77,000 円 イ 標準入力法等を用いて計算したもの 190,000 円
---------	---

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

令和元年 5 月に「特定物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」(平成 27 年法律第 53 号)が改正され、令和 3 年 4 月 1 日から、建築物エネルギー消費性能基準への適合義務等の対象となる特定建築物の範囲が拡大されることに伴い、その審査に係る手数料について規定する必要があるため、本条例の所要の改正をしようとするものである。